

News Letter

ニュースレター

Vol.2

2015.9.16

市

SAPOSEN

ふくしま地域活動団体サポートセンター

フラの長期的展望を 見据えた文化に。

大会「フラガールズ甲子園」を開催し、ま

た2014年から大学生・短大生・専門学校生を対象とした「全国学生フラ・フェスティバル」を開催し、次の世代に引き継いでいく市民活動展開を図っています。

また、「フラで大切な『踊る心』を持ちながら、表現することで豊かな心と健全な身体を育み、さらに、集団で踊りを研鑽する中で社会性が身に付きます。踊ることは生きることにつながるという、その思いを子どもたちにつなぐことも今の時代に必要なことです」と小野理事長は話します。

スパリゾートハワイアンズが歴史を刻むいわき市には、50年にわたり育まれてきたフラダンスの文化があります(以下フラ文化)。フラガールズ甲子園は、そのフラ文化を継承していく活動をおこなうため、平成24年1月にNPO法人化しました。小野理事長は「フラを単なるイベントではなく、長期的展望を見据えた文化にしたい」と力強く語ります。文化運動として継続していくために、2011年から全国高等学校フラ競技

震災から4年が経過した現在、「復興

とは希望に向かっていくこと」と小野理事長は明言してくれました。フラ文化の継承と若者の育成という理念でつながっているフラガールズ甲子園は、今後も風評被害の払拭と被災者の方々に勇気や希望を与えながら、ふるさとの地い



特定非営利活動法人
フラガールズ甲子園



C O N T E N T S

p2 ●復興のチカラ Pick up NPO
特定非営利活動法人 会津自然塾
まちの知恵の継承 須賀川知る古会

p3 ●復興とNPO
●気になる相談室の紹介
ふくしまの今とつながる相談室toiro

p4 ●中間支援センターだより

p5 ●協働×連携 社協とNPOの協働
●協働とは 行政との協働

p6 ●【特集】鼎談「NPO×企業」

p8 ●おしえて! NPO法人のイ・ロ・ハ

p9 ●目指してみよう 認定NPO法人

p10 ●情報ライン

p11 ●助成金情報

p12 ●サポセンランキング
●福島県のNPOのあゆみ



復興をテーマに取り組んでいる地域活動団体をご紹介します

特定非営利活動法人 会津自然塾

会津美里町

平成25年7月設立



▲特定非営利活動法人
会津自然塾
鹿野義治理事長

◀年2回発行の
会津自然塾だより

「食」がつなぐ信頼関係

平成25年7月設立の特定非営利活動法人会津自然塾は、設立前から12年の活動を経て、「もう一步前進させたい」とNPO法人を立ち上げました。

実際にNPO法人を設立したことにより社会的信用を獲得

し、活動がしやすくなったと話されます。

現在、会津自然塾の会員は70名、震災により野菜の宅配は一時的に減少したものの、徐々に回復し、主に東京など首都圏を中心に、北は北海道、南は沖縄県まで日本全国にわたり約100名の方におこなっています。

有機農業を広めたいとの思いから、きちんと野菜を生産することへの理解と関心を高めるため、東京では高校やお寺、各地域の協力のもと「ファーマーズマーケット」をおこないました。またJRで開催している「えきなかマルシェ」にも参加しました。

食べるものは特に信頼関係が大切であり、福島県産の野菜を介して、福島県を思い応援してくださる皆様のやさしさを感じています。

同じ思いで有機野菜づくりを地道に頑張っている方とともに、顔の見える交流が福島県の食の安心・安全を伝えています。

「福島県の良いところは環境のよいところ、有機農業に取り組むことは、福島県の環境・景観を守ることになるし、地域おこしにもつながる」と理事長の鹿野義治さんはおっしゃいます。

会津自然塾はこれからも有機農業をととして、県内はもちろんのこと全国の方々ともつながりを大切に福島県の復興に尽力していきます。

まちの知恵の継承 須賀川知る古会

須賀川市

平成18年設立(任意団体)

「伝える」から「つなぐ」へ

平成20年、名称を「須賀川知る古会」と変えまちの魅力を再発見する活動を始めた知る古会。スタートは築90年になる繭倉の保存・再利用を目指した活動でした。残念ながら平成20年に繭倉は解体され、以後まち全体が活動の舞台になりました。平成22年には、東京大学と日本大学と連携して須賀川の歴史・文化・お宝を載せた「ヘリテージマップ街楽」を作成しました。

知る古会のシンボルマークは、古きを知ると汁粉にかけ「みんなでお汁粉を食べて頑張ろう」との思いから、お汁粉が入ったお椀の絵になりました。

活動5年目を迎えた年に起こった東日本大震災は、須賀川



▲須賀川知る古会 影山 章子会長(左)
鈴木 久美子マネージャー(右)

に多くの被害をもたらし、歴史的建築物や石蔵・土蔵が壊れ姿を消していきま

した。

市街地から1キロほど離れた旭ヶ岡公園内の朝日稲荷神

社の社殿・神楽殿もその影響を受けましたが、会が中心となつて平成25年10月に神楽殿は復旧することができました。

また、拝殿から貴重な絵馬108点が震災後ただちに文化財レスキューされ福島県立博物館に寄託されています。

震災でまちが変わっていく中で感じたことは「活動しながら古いものやまちの魅力を遣せないだろうか」ということでした。

現在は、小学生とまち歩きをしながら「須賀川の歴史・文化」を伝える活動もおこなっています。「自分たちもまちのことを知る度に、須賀川に住んでいることが楽しくなってきた」と話されます。

「須賀川の先人たちを知り地域に誇りを持ってもらう。まちの良さを次世代の子どもたちに伝え愛着心を繋いでいく」これからもその思いを須賀川知る古会活動の源として福島



▲復旧された神楽殿

復興とNPO

第2回

一般社団法人
みやぎ連携復興センター

事業部長
石塚直樹氏

プロフィール

新潟県出身。長岡造形大学卒業後、2008年中越防災安全推進機構入社。2004年に発生した新潟県中越地震の被災地にて復興支援や人材育成等に取り組む。東日本大震災後の2012年10月よりみやぎ連携復興センターに Outreach し、2015年4月より現職。

今年3月、国連防災世界会議のパブリックフォーラムにおいて、ここ20年余りの国内災害からの復興に携わってきた市民によるパネルディスカッション「国内災害からの復興を振り返る」が開催された。そこでコーディネーターを務めた筆者から投げかけた問い「復興とは何か」への答えを紹介し、復興と市民活動を考えるきっかけとしたい。

問い「復興とは何か」へは以下の答えがあった。

1993年の北海道南西沖地震からの復興に取り組んできた定池氏にとって復興は

「いろいろあったけど、お互い頑張ったよねと言えること」

1995年の阪神淡路大震災からの復興に取り組んできた野崎氏にとって復興は

「シティズンシップ（市民としての権利）であり、プラスのサイクルを生み出すこと」

2000年の三宅島噴火災害からの復興に取り組んできた宮下氏にとって復興は

「日々の暮らしと次への備えであり、終わりのないもの」

2004年の中越地震からの復興に取り組んできた稲垣氏にとって復興は「右肩下がりの時代においては、問い直すこと」

2011年の東日本大震災からの復興に取り組んでいる鹿野氏にとって復興は

「決断次第」

であった。



一つとして同じ答えは無い。復興は誰かに規定されるものではなく、市民ひとりひとりの数だけ無数に存在するのだろう。そして誰であれその思いを隣人と共有して一歩動き出すことこそが、大きな復興を動かす原動力となると信じている。

気になる 相談室の紹介

ふくしまの今とつながる相談室



「ふくしまの今とつながる相談室 toiro」は主に福島県外に避難されている方を対象とした相談窓口です。避難されている皆さんの悩みや思いは

様々で、4年半が経過してますます複雑になっていると感じます。私たちは、皆さんから寄せられる十人十色の悩みや思いを何一つ否定することなく受け止める窓口でありたいと考え、相談窓口の名前を「toiro（といろ）」と名付けました。

昨年5月から相談業務を開始し、今年7月末までに延べ242件の相談が寄せられました。相談の内容は様々ですが、一番多いのは、福島に帰ることをお考えの方からの福島の現状に関するお問い合わせです。特に小さなお子さんをお持ちのお母さんから、公営住宅の空き状況やパート等の求人状況、保育所の空き状況などをお問い合わせいただくことが多くあります。福島に帰る方だけでなく、避難先での支援情報をお求めの方や移住・定住を決められた方からも

それぞれ事情に応じたご相談をいただきます。

toiroでは、ご相談の内容に関わらず一つ一つ丁寧にお話を伺い、必要な情報を調べて回答します。必要に応じてより詳しい相談先をご紹介します。

もし県外に避難されていてお困りの方がいらっしゃいましたら、私たちに一度ご相談ください。解決に向けて、できる限りのお手伝いを致します。



ふくしまの今とつながる相談室toiro

TEL 024-573-2732 月・水・金 10:00～17:00 (祝祭日はお休みとなります。)

※一度お電話いただきましたら相談員がかけ直します。お電話代は気になさらずご相談ください。

● 伊達市市民活動支援センター ●

開設は平成23年11月15日。4年前15の市内NPO法人は現在23に増えています。他の支援センターさんとの違いの1つは、地元NPOが伊達市から受託測定している「放射線測定情報」を支援センターがHPでマップ化、毎日情報発信していることでしょうか。もう1つが「地域自治組織」設立支援。「市民協働・住民が主役のまちへ」と始まった市内29地区の自治組織設立を「ワークショップ」のファシリテートや「アンケート調査」の企画立案等で支援しています。組織運営に欠かせない会計システムも開発提供。地域自治組織活動こそ市民活動の出発点であり日常だと考えると、このサポートはエンドレス。今後は、当支援センターのコア事業となりそうです。



地域自治組織設立に向けた住民ワークショップ

● 会津坂下町まちづくりセンター ●

会津坂下町まちづくりセンターでは、会議スペースの貸し出し、印刷・コピー・文書作成の有料サービス、月1回の全戸配布広報誌発行、ホームページによる情報発信等をおこない、各種団体や町民向けのサービスに努めています。またボランティアセンターとして、国土交通省から補助金をいただき、冬季間の通学路の安全確保を目的とする除雪ボランティア事業を2年間にわたって展開してきました。今年は3年目を迎え、活動範囲及び規模の拡大を目指しています。

そして現在、震災後における町民の意識調査及びその集計・分析をおこない、新たな復興支援に向けての活動を検討しているところです。年度内に事業提案したいと考えています。



まちづくりセンターのようす

● しらかわ市民活動支援センター ●

しらかわ市民活動支援センターは白河市からの委託を受け、非営利で公益的な市民活動をおこなっている、または、おこなおうとしている団体や個人を支援することにより、市民活動の促進を図り、また協働のまちづくりの推進そして協働の担い手の育成や支援を目的とする拠点施設です。

1. 市民活動・ボランティア等の様々な相談に対応
2. 市民活動(社会参加)する市民が増加のための働きかけと啓発活動
3. ボランティア団体や市民活動団体、行政や民間組織を有機的に結びつけ、ネットワークを構築
4. ボランティアの養成
5. ボランティアのコーディネート
6. 市民活動団体やボランティア団体などへの、各種の財団からの助成金・補助金の情報を収集・発信
7. 青少年の市民活動への啓発と育成・支援

以上のことから、白河の復興に尽力しています。



しらかわ市民活動支援センターのようす

● 南相馬市市民活動サポートセンター ●

南相馬市市民活動サポートセンターは創設11年目になります。10時から20時まで3名で運営しています。東日本大震災前は木曜定休、21時までの開館でした。しかし、震災後、土・日曜日にボランティア活動をされる方が増え、サポセンの利用が少なくなったので定休日を日曜日とし、平日は開館する事とし現在に至っています。当サポートセンターは登録会員制(有料)です。現在登録会員数は60を数えます。中間支援センターとしての業務をおこなっていますが震災後、来客数が増え市外からの方が目立つようになりました。昨年度からは登録団体同士の交流を図るべくフェス会場に於いて交流会をおこないましたが、今年度は更にそれを推し進め会員同士の交流と発展を期していきたいと考えています。



団体交流会のようす

協働×連携

社協と NPOの協働

社会福祉法人福島県社会福祉協議会
地域福祉課
主 事 渡 邊 友 氏

一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、貧困、孤立、子育て等、地域の中には様々な課題があります。また、東日本大震災以降、新たな課題が生まれています。それらの課題に対して、社協やNPOでは様々な取り組みがなされていますが、地域の課題を共通認識し、お互いの強みを活かして解決していくことが求められています。

本会においても特に震災以降、社協とNPOの連携促進について問題意識を持ち、まずはきっかけづくりとして県内の社協とNPOが集う機会をつくりました。この機会を通して、社協とNPOがお互いの存在を知りながらも具体的な活動内容を知らない、どのように協力しているかわからない等、双方の理解がまだまだ不十分であることを実感しました。と同時にお互いにもっと知りたい、つながりたいという熱い想いが

たくさんあることもわかりました。

これらの機会を通して社協とNPOの協働にあたっては、まずは顔見知りになり、何か悩んだときに相談相手としてお互いの顔が浮かぶ関係をつくることが重要ではないかと感じています。協働の関係づくりはすぐにできるものではありません。ちょっとした悩み相談、一緒に汗をかく機会を少しずつ増やしていくなど、小さなことの積み重ねによって関係づくりができていくように思います。

社協とNPOが協働することで、お互いの活動に相乗効果が生まれ、地域の課題解決、そして本県の復興にもつながっていきます。本会でも引き続き、社協とNPOの協働の関係づくりに向けて、きっかけづくりやコーディネートに取り組んでいきたいと思っています。



プロフィール

福島県本宮市出身。
会津大学短期大学部、岩手県立大学で社会福祉を学び、2010年福島県社協に就職。
2013年よりボランティアセンター配属。
現在は11月の全国ボラフェスふくしま開催に向けて、日々奮闘中！

第2回

「行政との協働」

【協働】とは

福島大学人間発達文化学類 教授
認定特定非営利活動法人ふくしまNPOネットワークセンター
理事長 牧 田 実

NPOは、営利を目的とする企業や法にもとづく公平性を原則とする行政には果たしにくい独自の社会的役割を担っています。

①NPOの取り組みには、先駆性や冒険性があります。

在日外国人、DV(ドメスティック・バイオレンス)、幼児虐待などの新しい社会問題に対して、「とにかくやってみよう」とパイオニア的に取り組むことができます。行政が対応できるのは、それらが「社会問題」として広く認知され、法や条例ができてからになります。

②NPOの活動は、多様性と多元性をもっています。

不登校や高齢者給食サービスなど、行政のように一律・公平の原則にとらわれることなく、少数者の

ニーズや価値観にきめこまかに対応することができます。

③NPOのサービスは、人間性や精神性をもつことができます。

NPOは、「結果責任」を恐れることなく、いのちの電話、チャイルドラインなど深い人間性にもとづくサービスを提供することができます。

④行政や企業のモニタリング(監視)やアドボカシー

(政策提言)など、社会変革のための提言性をもった活動を展開することができます。市民オンブズマンの活動などがその例となります。

NPOと行政は、それぞれ組織の性格と機能が異なるがゆえに、協働の意義があるのです。

牧田 お二人が関わっている活動についてご紹介いただけますか。

深澤 基本的に企業の目的は営利目的とし、NPOは非営利だからとよく区別されますが、それは違います。企業は利益を得ることが目的ではなく手段です。利益を出そうとする目的は4つあります。1.資本を出資した方への配当 2.社員あるいは家族に給料を支給し、幸せになってもらう 3.会社の存続を視野に入れた未来への投資 4.社会貢献。社会貢献の具体的事例は、雇用と税金。しかし、それがすべてではなく、さまざまな活動を通じての貢献は当たり前のおこないです。その形が会社の個性になります。これまでの事業としては、子どもを対象にした環境授業や写真教室、また、震災後には避難されている高齢者を外に出す目的でも写真教室は開かれます。さらに、その写真展も開いています。そのほか、荒川や信夫山の清掃活動、ジュニアオリンピックの協賛もその一つです。会社のカラーを出しつつ、社員が自分で動き、自分がやったことが分かるようにしています。

牧田 社員が参加しやすいような仕掛けがありますか。

深澤 特に仕掛けもなく、自由です。清掃活動には100名～200名集まります。

林 私たちのような中小企業が社員を巻き込んでできる活動は限られてしまいます。私は会社とは少し違った立ち位置で「The Big K.I.S.S Project」を進めてきました。2009年に国際結婚により日本から異国に移住している方々のサポート事業が立ち上がりました。きっかけは娘が国際結婚をしてオーストラリアの生活を始めたことでした。はじめは日本の文化を伝える活動で、着物や帯を集めて送ったり、和食をテーマにそばの提供をしたりしていました。しかし、震災を機に立場が逆転し、福島の私たちがサポートされる側になりました。ここからの活動から企業との協働が生まれ始め、私たちの活動は大きな広がりとなります。この時から感じているのは、福島の復興は経済が再生しないと復興に繋がらないということです。私たちNPOが企業や行政の間に入って、支援者と受益者の調整役をおこなっていくことだと思います。

牧田 それぞれのネットワークで活動をおこなっているようですが、行政とのかかわりなどについて教えてください。

深澤 行政は結論からいうと議会を通して予算を確保することで、公平だということになります。しかし税金だけの予算で市民の声に答えていくのはなかなか難しい、そこで必要なのがコミュニティです。そのコミュニティの真ん中にいてほしいのがNPOです。ここでコミュニティの形成について若者を見たときに、小さい頃からおもちゃも何も分けて与えられてきたことで、みんないい子なので

NPOの「目的」がはっきりとしていて企業の「大義名分」が見えてくれば、協働はいつでも可能です。



福島キヤノン株式会社 代表取締役社長 深澤 秀樹氏



すが自分を持たないまま大人になってしまい、コミュニケーションが苦手になってきているように思います。いまは市民そのものがコミュニティをあらたに作るができないかと考えています。

牧田 行政と民間の違いは公平性だと思います。市町村が地域にある程度の決定権を与え「地域自治」のしくみを考える必要があると思います。NPO、町内会、支援団体など一緒に取り組んでいけるような仕組みがあるといいですね。

企業の実践者に学

NPO

NPOが多様な主体と『協働』することで、福島県
この特集では、福島県を代表する企業の協
実践されているお二人をお招きし、NPOと企業の

林 NPOというのは、志で集まってくる集団だと思っています。小さな種から賛同した人が自由に広がっていくように。自分からやる、社会を変えたいという気持ちが必要です。私たちの活動をとおしてオーストラリアに「パースふくしまの会」ができました。メンバーは福島を愛する人、福島の復興を願う人たちです。昨年パース日本国総領事館を通して西豪州ホテル協会から展示会出展依頼があり、福島市出身の企業経営者(在豪)のご協力で日本酒の出展が実現しました。今年は地方銀行の国際営業部と福島県と協働することで出展企業が増え輸出に繋がりました。こんなふうに草の根ができないことを企業や行政の応援があると一歩踏み出せます。さらに、企業や行政と繋がることで信頼を得て、好循環を生みだしていきます。それぞれの得意分野を発揮し合うのがいいのです。

深澤 企業が動くのにはそれなりの「大義名分」が必要です。企業の文化や事業によって、支援の内容も違ってきます。それだけ多くの企業に声をかけていくことも大事です。また、同系統で団体を組んでいるので、そういったところへ情報を発信し、

情報を広げることも大切です。ですから、企業があれば協働はできます。

牧田 そこを中間支援が企業側につないでいくとか、受け皿がありますよ、という形がわかるようになってだいぶ可能性は広がってきますね。

林 私の立場は経営者の一端も担っていて、さまざまな会に参加すると情報が集まってきます。この案件はどこに持っていけばいいのか、目的を果たせるかの判断がとてもしやすいです。人と情報はくっついていきますから、人に会うことがとても大事だと思います。また、気を付けたいのが、専門家にはきちんと有償化することだと思います。これはNPOが企業と協働するときの次への展開のコツにもなります。

深澤 どのような組織でも組織活動が当事者であることが大事なのですね。そして、当事者ではない人が当事者意識を持つことがさらに大事です。弊社では地域貢献＝やらなければいけない文化があり、活動をおして当事者意識を喚起できます。

学ぶ協働のあり方

集
談

企業

の復興へ大きく貢献できると期待されています。
動実践者と、企業経営とNPO活動の両面を
の協働についてお話を伺いました。(以下、敬称略)

林 NPOには、発想力と企画力というのがとても大切だと思います。そして、どこと(誰と)組んでいくかという視点を持つことです。

深澤 それを聞いてくれる人が賛同して何かやってくれたり、あるいはこうやった方がいいよ、と知恵を出してくれたりすることが根本にあると協働になるのではないのでしょうか。

林 成功事例を話しましたが、私たちの活動は2009年から小さいことをコツコツ積み上げた歴史があり、その背景が信頼となって地方銀行などとの協働に繋がったと思います。

牧田 復興の実現に向けて協働という手法が期待されていますが、復興に関連してお聞かせください。

深澤 復旧と復興はどこが違うのか。元に戻すまでの復旧はできるが、その先に進めるような形で進めるというのが復興ですよね。絵を描きだす時点で、正直申し上げて難しいですね。でもNPOなどがどんどん絵を描いていけば全体としては復興に繋がっていくのかなと思います。

林 写真展を見せていただき、まさにこれは心のケアだなと思



福島大学 人間発達文化学類教授 牧田 実氏

いました。子どもや高齢者が撮った写真の発表の場があって、自己実現の場となる。こういう場の提供が復興に繋がっていると感じました。

深澤 カメラをとおして、撮っていただけてでもコミュニケーションが生まれますからね。

林 企業が持っているものの中から連携して提供していくことが協働の実現可能性を高めます。

牧田 そこをマッチングできるような機会と人材があればいいですね。中間支援組織といっても結局は人ですからね。

林 活動をおして信頼を高めたことの一つに福島大学との連携があります。ネットワークの中に「学」が入ることも大きな協働の力だと思います。

牧田 行政と連携することは「信用」という意味が大きく、法人格を取得することもその一つでしょう。また、福島大学の信頼もお役に立っているようで、こういう形でお互いに貢献できるというのはいいですね。

林 福島大学の管弦楽団に幼稚園で演奏していただくのですが、きっかけはパースふくしまの会の支援金です。世界の絵本を幼稚園や保育所に届ける活動に加え、福島大学との繋がりから生まれたコンサートです。「20万円」という活動費がいろいろな人の背中を押すことになり、この感動が協働の良さでもあります。

深澤 それは学生にとって大事でしたね。

牧田 震災は、教育という観点で考えると、いい機会と捉えることもできます。学生は4年しかいませんが、後輩に継続して関わっている活動も多いです。

NPOには、発想力と企画力が大切。
そして、どこと(誰と)組んでいくか
という視点を持つことです。

深澤 私たち企業はNPOが取り組もうとしている「目的」がはっきりとしていて、その活動に取り組むための会社としての「大義名分」が見えてくれば、協働はいつでも可能です。

林 企画力をつけて、信頼性と具体性の協働で福島の復興を実現していきましょう。

牧田 ありがとうございます。



子どもの笑顔 THE BIG K.I.S.S PROJECT
日本事務局責任者 林 由美子氏

NPO、町内会、支援団体など
一緒に取り組んでいけるような
仕組みがあるといいですね。



解散のイロハ

Q.1 法人を解散したいのですが、どうしたらいいですか?

A.1 総会を開催し、解散登記をする必要があります。総会以外での解散の場合には、ご相談ください。

Q.2 解散にあたって残余財産がある場合、どうしたらいいですか?

A.2 法第11条第3項に掲げる者のうち、定款に規定のある者に譲渡する必要があります。※1

情報公開のイロハ

Q.3 法人事務所に備えておくべき書類は、何ですか?

A.3 NPO法人は、以下の書類をすべての事務所に備えて置かなければなりません。①事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員10名以上の名簿)②役員名簿③定款④認証書の写し⑤登記事項証明書の写し
また、社員及び利害関係人から閲覧の請求があった場合は、正当な理由を除き閲覧させなければなりません。

Q.4 他のNPO法人の事業報告書を見ることはできますか?

A.4 文化振興課、権限移譲市町において閲覧することができます。また、事業報告書、決算書類に関しては内閣府ポータルサイトにてWEB公開しています。

その他のイロハ

Q.5 NPO法人も税金がかかりますか?

A.5 法人に対しては、法人税をはじめとする各種税金が課せられます。減免等になる場合もありますので、税務署・県振興局県税部・市町村税務課へそれぞれお問い合わせください。

Q.6 登記の変更手続きが必要な内容は、何ですか?

A.6 ①名称②事務所所在地③目的及び事業④代表者⑤解散・合併⑥資産の総額が変更になった場合、手続きが必要です。※代表者の任期満了に伴う再任の場合も手続きが必要です。

Q.7 入会金や会費の額を変更したい、何か手続きが必要ですか?

A.7 各法人の定款で定められた方法で変更してください。所轄庁に報告する必要はありませんが、定款変更を伴う場合は手続きが必要です。

Q.8 NPO法人として認証されると助成金や補助金を受けられますか?

A.8 認証されることにより、優先的に助成金や補助金を受けられるわけではありません。

Q.9 人を雇用すると何か手続きは必要ですか?

A.9 労働者を一人でも雇用する場合は、労働保険や社会保険の加入手続き等が必要な場合がありますので、労働基準監督署、ハローワーク、年金事務所へお問い合わせください。

※1 法…特定非営利活動促進法

第11条第3項に掲げる者…1.国又は地方公共団体、2.公益社団法人又は公益財団法人、3.私立学校法(昭和24年法律第270号)第三条に規定する学校法人

4.社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人

認定 NPO法人



認定NPO法人のための基礎知識 その2 【認定取得の要件】

認定特定非営利活動法人ふくしま NPO ネットワークセンター

理事 星野 珙二

今回は、所轄庁から認定NPO法人として認められると、どのような税制面の特典が付与されるのかについて説明させていただきました。いわゆる、認定のインセンティブ面に焦点を当ててみました。今回は、認定を取得するには、どのような条件をクリアしなければならないかについて、要件面に焦点を当ててみたいと思います。

具体的には、以下のような8つの要件を満たすことが求められています。

- | | |
|------------------------------|-----------------------|
| ① PSTをクリアしていること（仮認定の場合は除きます） | ⑤ 情報公開を適正におこなっていること |
| ② 共益的な活動の占める割合が50%未満であること | ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること |
| ③ 運営組織及び経理が適正であること | ⑦ 法令違反、不正行為がないこと |
| ④ 事業活動の内容が適正であること | ⑧ 設立から1年を超えていること |

ここで、①のPST (Public Support Test) は、実質的に一番重い要件になりますので、別途次回の紙面で詳しく取り上げさせていただきます。②については、団体構成員のための活動よりも、不特定多数のための公益的な活動が過半数を超えている、という要件です。③は、役員の中に占める親族および特定団体所属者の上限割合がいずれも3分の1以下であり、適正な経理をおこなっているかどうかという要件です。④は宗教活動、政治活動をおこなっていないことに加え、特定の者に特別の利益を供与していないことはもちろん、実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上であることや実績判定期間における受入寄付金の総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てていること、といった要件になります。⑤は情報公開に関する要件で、事業報告書等、役員名簿等・定款・役員報酬又は従業員の給与の支給に関する規定などの内容を含みます。⑥、⑦、⑧の要件は特に難しい内容を含むものではありませんのでコメントは省略いたします。その他各要件の詳細については、文化振興課へお問い合わせください。

認定の手続きについて 第二回

認定 NPO 法人になるためには、さまざまな手続きが必要になります。
この連載では、全4回にわたり、認定手続きの手順や注意点について紹介します。

認定手続きの流れ

① 認証NPO法人

↓ NPO法人を設立します

② 所轄庁への事前相談

↓ 県文化振興課へ相談します

③ 申請書の提出

↓ 設立から一定期間経過後
県文化振興課へ申請書類を提出します

④ 審査

↓ 6ヶ月以内に審査がおこなわれます

⑤ 認定・仮認定／不認定

↓ 認定／不認定の通知がされます

⑥ 認定後の義務など

報告や情報公開等の義務があります

認定や仮認定を受けるためには、おおまかに図のような手続きが必要になります。第2回の今回は、③について紹介します。

③ 申請書の提出

認定・仮認定を受けようとするNPO法人は、認定申請書を所轄庁（福島県文化振興課）に提出します。申請書には次の書類を添付する必要があります。

1. 寄附者名簿（実績判定期間内※の日を含む各事業年度分）
※認定を受けようとするNPO法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度の初日から当該事業年度末日までの期間。
2. 認定の基準に適合する旨を説明する書類および欠格事由に該当しない旨を説明する書類
3. 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
認定を受けようとする場合は上記の1から3、仮認定を受けようとする場合は上記の2および3の書類を添付した申請書を所轄庁に提出します。
なお、申請書の提出にあたっては、提出日を含む事業年度の初日において、設立の日から1年を超える期間が経過している必要があります。
4. 認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、所轄税務署長から交付を受けた納税証明書並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること

次回は④審査～⑥認定・仮認定／不認定について紹介します。なお、認定特定非営利活動法人制度について詳しくは、福島県文化振興課のホームページをご覧ください。

内閣府 NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

福島県文化振興課 NPOに関するページ <http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11055a/npo1.html>

手続き等の窓口について

県内の認定NPO法人に係る手続き等（図の②以降）は、法人事務所の所在地に関わらず福島県文化振興課が窓口となっています。

情報ライン

各地域の中間支援センター
情報掲示板

講座・イベント情報



社会を動かす!パブリックスピーキング

パブリックスピーキングは、リーダーに求められる「人を動かすためのコミュニケーション術」です。「人はどうしたら共感し、行動してくれるのか?」TVドラマのスピーチ監修や多くの企業経営者や管理職、政治家、NPO代表などのリーダー層を対象に、また、講演、記者会見、会議、朝礼、結婚式の祝辞まで、幅広くアドバイスをしてきた講師が講義します。

◎日 時／平成27年10月24日(土) 13:30~15:30

◎場 所／福島市市民活動サポートセンター

◎講 師／蔭山洋介氏(株式会社コムニス 代表取締役・スピーチライター)

◎定 員／30名

◎問合せ先／福島市市民活動サポートセンター TEL:024-526-4533 FAX:024-526-4560

カフェ DE 映画会 {活弁} 生演奏付き

◎作 品 名／バスターキートン 「セブンチャンス」 チャップリン 「移民」

◎日 時／平成27年9月24日(木) 18:30~20:00

◎場 所／朝日座(南相馬市原町区)

◎参 加 費／500円

◎問合せ先／朝日座を楽しむ会 (小畑) TEL:0244-23-5420

「第24回全国ボランティアフェスティバルふくしま」

“ありがとう”未来につなごうふくしまから

◎日 時／平成27年11月21日(土)・22日(日)

◎メイン会場／ビッグパレットふくしま(福島県郡山市)

◎参 加 費／3,000円(大学生以下 無料)

◎申込締切／平成27年10月9日(金)

◎問合せ先／第24回全国ボランティアフェスティバルふくしま実行委員会事務局(福島県社会福祉協議会内)
〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1254 FAX:024-523-4477
URL: <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/vffukushima/index.html>



サポセン講座のご案内

各講座は無料でご参加いただけます。詳細はホームページ、チラシをご覧ください。

SNSを知ろう! / 話し合い力UP!

10月 6日(火) 〈福島市〉コラッセふくしま

10月 7日(水) 〈会津若松市〉アピオスペース

10月 20日(火) 〈いわき市〉いわき産業創造館

10月 21日(水) 〈南相馬市〉南相馬市民情報交流センター

※講座時間はすべて
13:10~16:45

NPO マネジメント講座 (全6回)

全6回の連続講座を開催します。 ※日程・応募条件等は、ホームページ、チラシをご覧ください。

助成金情報

これからでも
間に合う!



これからでも申し込みできる助成金情報です。
内容は抜粋していますので、
詳細については、実施団体やホームページでご確認ください。

◇職業能力の開発または雇用機会の拡充支援

キャリアアップ助成金 【支援元／厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク】

対象事業／①有期契約労働者等の正規雇用等への転換等を助成する「正規雇用等転換コース」
②有期契約労働者等に対する職業訓練を助成する「人材育成コース」
③有期契約労働者等の賃金テーブルの改善を助成する「処遇改善コース」
④有期契約労働者等に対する健康診断制度の導入を助成する「健康管理コース」
⑤勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換等した場合に助成する「多様な正社員コース」
⑥短時間労働者の週所定労働時間を社会保険加入ができるよう延長することを助成する
「短時間労働者の週所定労働時間延長コース」

●申込期間／詳しくは下記のURLをご覧ください。 ●上限金額／詳しくは下記のURLをご覧ください。

●参考URL／http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

◇環境の保全支援

「きれいな川と暮らそう」基金 【支援元／公益財団法人日本河川協会】

対象事業／水資源確保・河川美化清掃・水質保全などの水環境保全活動

●申込期間／平成27年7月7日～平成27年11月30日(当日消印有効) ●上限金額／50万円

●参考URL／<http://www.japanriver.or.jp/kireinakawa/index.htm>

◇保健、医療または福祉の増進支援

平成28年度 福祉助成金 【支援元／公益財団法人ヤマト福祉財団】

対象事業／①障がい者給料増額支援助成金 ②障がい者福祉助成金

●申込期間／平成27年10月1日～平成27年11月30日まで(当日消印有効) ●上限金額／詳しくは下記のURLをご覧ください。

●参考URL／<http://www.yamato-fukushi.jp/works/subsidy/>

◇災害救援支援、経済活動の活性化支援

とうほくIPPOプロジェクト第5期支援金 【支援元／株式会社フェリシモ】

対象事業／東日本大震災による被災地(人々、街、産業)を元気にする事業活動

●申込期間／平成27年7月1日～平成27年10月19日16:00まで ●上限金額／300万円

●参考URL／http://www.felissimo.co.jp/company/cfm/001.cfm?HL=247&ID=1407837&xid=p_nr_ot_150702_RELEASE

◇環境の保全支援、人権の擁護または平和の推進支援、国際協力の活動支援、その他支援

大竹財団助成金応募要項 【支援元／一般社団法人大竹財団】

対象事業／:①平和②環境／資源エネルギー③人口／社会保障④国際協力

●申込期間／通年。年間を通じて申請を受け付けています。 ●上限金額／50万円

●参考URL／<http://www.ohdake-foundation.org/index.php/grant>

◇地域安全支援

2016年度県域安全事業助成 【支援元／公益財団法人日工組社会安全財団】

対象事業／1つの都道府県の域内において、複数の市町村にわたってあるいは都道府県内全域においておこなわれるもの。
なお、営利を目的とするもの、交通安全対策に関するもの及び学会等のシンポジウムは対象といたしません。

●申込期間／平成27年9月1日～平成27年10月30日 ●上限金額／1件当たり100万円

●参考URL／<http://www.syaanken.or.jp/>

◇学術・文化・芸術またはスポーツの振興支援、環境の保全支援

TOTO水環境基金(国内助成) 【支援元／TOTO株式会社】

対象事業／地域の水と暮らしの関係の再生または新しい文化の実現に向けた実践活動

●申込期間／平成27年8月10日～平成27年10月10日(当日消印有効) ●上限金額／1件につき80万円

●参考URL／<http://www.toto.co.jp/company/environment/social/mizukikin/group/index.htm>

◇学術・文化・芸術またはスポーツの振興支援

助成事業 【支援元／公益財団法人福島県文化振興財団】

対象事業／平成27年12月1日～平成28年3月31日までに実施される文化活動の成果発表事業、文化財の保護に係わる事業等に対する助成。

●申込期間／平成27年8月1日～平成27年10月31日 ●上限金額／詳しくは下記のURLをご覧ください。

●参考URL／<http://www.culture.fks.ed.jp/index.html>

サポセン
ランキング

何でも相談 ランキング



※このランキングは平成26年度にサポセンに寄せられた相談内容の多い順になっています。



NPO設立・運営

相談内容・今後の運営について
・認定NPO法人取得について



運営資金（助成金）

相談内容・資金調達のための助成金情報について



会計・税務

相談内容・税務手続きについて
・減価償却について

NPO活動をおこなっている皆さんからの ご相談を受け付けています。

平成26年度のふくしま地域活動団体サポートセンター（サポセン）に寄せられた「相談」の記録は71件を数えます。いちばん多かった相談の内容は「NPOの設立・運営」でした。

この背景には、ある数字が関係しているようです。それはNPO法人取得を2010年の震災前と2013年の震災後の増加率で比べてみると、全国の増加率は28.2%、福島県は45.8%と全国平均を大きく超え、被災地三県でもいちばんの増加率となっています。（出典：内閣府ホームページ）

東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故により、福島県は復興への道のりを歩むなかで、市民が課題を自分に引き寄せて解決しようと手を繋いで、みんなの力を結集させるための手法として「NPO法人」設立の選択を検討する機会が増えていると考えられます。

平成27年度もサポセンでは、皆さんの「お悩み」をお聞かせいただく相談窓口を開いています。まずは、お電話・メールでお気軽にお問い合わせください。

毎月第2火曜日・午後「何でも相談日」

要電話予約

福島県のNPOの
あゆみ

ふり返れば
そこにNPO

Ⅳ

平成7年1月17日阪神淡路大震災が被災、被災地にはのべ130万人ものボランティアが集まりました。しかし、その善意は信頼性やさまざまな制約に阻まれ、制度的欠陥が浮き彫りになりました。そこで市民がこのような自由な社会貢献活動の健全な発展の促進を目的に、平成10年3月25日に議員立法としては7件目となる「特定非営利活動促進法」が制定されました。これまでに全国で50,273団体が発足を受けています。（内閣府HP 2015.7.31現在）

この制定を受けて福島県では平成10年10月16日に「福島県特定非営利活動促進法施行条例」が公布され、平成11年3月29日に福島県内認証団体第1号が誕生しています。平成17年2月には「特定非営利活動促進法の運用方針」が定められ、平成23年4月からは特定非営利活動促進法にかかる事務の権限の一部が、市町村の自主性を尊重した「オーダーメイド権限移譲」により、一部の市町村に移譲されています。これにより、設立認証申請の窓口が市町村に設置され、私たち市民にとってNPO法人がより身近に存在することになりました。（福島県認証数 853団体 2015.7.31現在）

ふくしま地域活動団体サポートセンター

運営委託：福島県企画調整部 文化スポーツ局 文化振興課

運営受託：認定特定非営利活動法人ふくしま NPO ネットワークセンター

〒960-8043 福島県福島市中町8番2号 福島県自治会館7階

TEL.024-521-7333 FAX.024-523-2741

E-mail saposen@f-npo.jp

URL http://www.f-saposen.jp

◆県内の認証 NPO 法人団体 / 853 団体

◆仮認定 NPO 法人団体 / 2 団体

◆認定 NPO 法人団体 / 14 団体

平成 27 年 7 月 31 日現在

編集後記

- ・戦後70年、語り継ぐ人、ほぼ90歳超え（星野）
- ・ため息に夕暮れ深く風の色。がんばるゾっと。（斎藤）
- ・味覚の秋、彩りも豊かで大好きです。（野地）
- ・ポテトサラダは、半分だけソースをかけます。（山崎）
- ・誠実にやり抜く気持ちで頑張ります。（石井）
- ・夢を追う充実した素晴らしい毎日を応援します。（邊見）
- ・腰ふかく垂るるこうべの稲穂かな（武田）